

潟上市認定こども園・保育所給食に関する方針

令和4年10月25日 制定

令和7年 5月 1日 改正

潟上市福祉保健部 子育て応援課

1. 安全安心な給食の安定的提供

子どもたち一人ひとりの健やかな育ちを保障するためには、心身の発育、発達が著しく、人格の基礎が形成される乳幼児期における安全で安心な食事提供が重要であるため、こども園・保育所給食について、安全・安心を十分に確保し、安定的な提供に努めます。

2. 食育の推進

園児の健全育成を図るため、乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する計画に基づき、園食育計画及び指導計画に食育を位置づけています。園児が生活と遊びの中で、意欲的に食に関わる体験を積み重ね、食べることに興味をもち、食事を周りの子どもと楽しみ合う園児に成長していくことを目指します。

3 地産地消の推進

園児が食材に親しみをもち、食べる意欲につながるように、本市特産物や地元食材及び園畑の食材を給食に活用します。このような観点から外国産食材の使用は可能な限り控え、国産、県内産、市内産の食材使用に努めます。

また、地域愛を育むため、旬の地元食材を活用した郷土料理や行事食、季節の料理を学ぶ機会を提供します。

4. 一人ひとりの対応

体調不良児、食物アレルギー児、障がい児、医療的ケア児のほか、個々の咀嚼機能の発達状況に合わせた形態の食事提供に努めます。